

更新講習受講時の連絡事項

- 1 必ず、更新対象者本人が、更新講習を受講してください。本人以外の方が、本人に代わって受講することはできません。
- 2 原則、理由のいかんを問わず遅刻と途中退席は認めません。途中退席した場合は更新講習を受講したことにならず、受講済証を交付しません。
- 3 更新講習当日は、主任技術者証で本人確認を実施いたします。主任技術者証を紛失し、主任技術者証を持参できない場合は、必ず本人確認できるものをご持参ください。
顔写真付きで本人確認できるものは、下記の3種類などです。
 - ①運転免許証
 - ②マイナンバーカード
 - ③旅券（パスポート）
- 4 更新講習会の終了後に、「受講済証」を交付します。「受講済証」を受け取らなかった場合は、更新講習を受講しなかったものとみなされる場合がありますので、注意してください。
- 5 指定された日時での更新講習の受講ができない止むを得ない事由がある場合で、一定の条件を満たす場合には、「変更届(理由書)」を提出することにより、更新講習の日時の変更が認められる場合があります。
- 6 更新講習受講申込み後、自宅の住所、氏名等が変更になった場合は、当日受付で「排水設備主任技術者変更届」（様式第5号）を提出してください。
※変更届の様式は、茨城県下水道協会ホームページの「様式一覧」から取得してください。

裏面に「よくあるご質問」の掲載があります。

よくあるご質問

質問：仕事の都合で欠席する場合は、「止むを得ない事由」に該当しますか？

回答：該当しません。

更新講習会の案内は、開催日の約3か月前に、今年度の更新講習の対象者に通知しておりますので、その時点で受講日には仕事を入れないようにするのはもちろん、急に仕事が入った場合でも、5年に一度の更新ですので、更新講習会受講を最優先していただき、仕事のほうを変更するなどの配慮をしていただきますようお願いいたします。

質問：受講日の変更はできますか？

回答：会場の都合により、指定された日時の受講となりますので、変更はできません。

ただし、疾病による療養中や入院、冠婚葬祭等止むを得ない事由がある場合に限り、受講日等の変更を認める場合がありますので、電話で各下水道担当窓口へ連絡してください。

なお、変更後の受講日等に受講する際は、止むを得ない理由を証明する書類（診療報酬明細、会葬礼状等）のコピー等を受付で提出する必要があります。

また、仕事の都合で受講日を変更したい旨の問合せが毎年ありますが、仕事の都合は止むを得ない事由に該当しませんので、上記の質問の回答のとおり、指定された受講日には他の予定は入れず、受講を最優先していただきますようお願いいたします。

質問：退職等で資格が必要でなくなった場合は、どうすればよいですか？

回答：資格の抹消手続きを行いますので、「排水設備主任技術者証廃止届」（様式第5号）を提出してください。ただし、一度抹消されると再度資格を取得するためには、受験をし、合格する必要がありますのでご注意ください。

※ 問合せ先

所管市町村・組合の下水道担当課